

市民憲章推進者市長・区長表彰選考基準

右 京 区

- 1 市民憲章を率先して推進し、区民の模範とするに足りるものであること。
- 2 推進活動を3年以上引き続いて行い、かつ将来にわたって維持する可能性があること。
- 3 過去に同一表彰を受けていないこと。
- 4 官公庁及び市の委嘱を受けている団体またはこれに類するものは、原則として除く。

市長表彰へ内申するには

- 1 区長表彰受彰者のうち、推進活動開始後5年以上の者。
- 2 推進活動を5年以上行っており、区民の模範となり審議会の同意を得た者。

（平成 5年2月23日制定
平成 9年2月一部改正
平成19年2月一部改正
平成27年10月一部改正）